

佐賀県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付金を交付することとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「令」という。）、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月22日付け一部改正障発0222第5号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月27日付け一部改正こ支障第39号こども家庭庁支援局長通知）（以下、「実施要綱」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付金は、令和6年2月から5月までの間、佐賀県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等（以下、「事業所等」という。）を運営する法人等に対して、勤務する福祉・介護職員等の賃金を引き上げる措置を実施することにより、福祉・介護職員等の処遇を改善することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金は、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定（算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月から加算を算定していれば可とする。）している事業所等を運営しており、かつ、実施要綱6の要件（令和6年3月以降に新規開設する事業所等については、実施要綱6(2)以外の要件）を満たす者（以下「事業者等」という。）を交付対象とする。

ただし、実施要綱7(1)の計画書の提出時点で、令和6年5月までに休止又は廃止することが明らかな事業所等は、対象外とする。

(交付対象の事業内容)

第4条 この交付金の交付対象となる事業は、事業者等が行う福祉・介護職員等（第2条の目的を踏まえた上で、福祉・介護職員以外の職員を賃金改善の対象としている事業所等については、福祉・介護職員以外の職員を含む。以下同じ。）の賃金を改善する次のアからカの事業（以下「補助事業」という。）とし、当該賃金の改善

を行うために必要な費用を補助する。

ア 基本給の引上げ

イ 決まって毎月支払われる手当の新設又は引上げ

ウ 賞与の新設又は引上げ

エ その他ア～ウ以外の項目で、福祉・介護職員等に対して処遇改善のために支払われる一時金等

オ 法定福利費等の事業主負担（ア～エを行うことにより増加した分のみ）

- 2 補助事業の実施期間は、令和6年2月から同年5月までとする。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合の当該請求にかかる交付額の支給については、最大2か月間対応することとする。

（交付額の算定方法）

第5条 本交付金の交付額は、実施要綱5の規定により算出された額とする。

（計画書の提出）

第6条 補助事業を実施する事業者等は、実施要綱7(1)の規定に基づき、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書（様式2-1及び2-2）（以下「計画書」という。）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 前項において、知事が別に定める期日の後に新たに開設する事業所等については、同項中「知事が別に定める日までに」を「速やかに」に読み替えるものとする。

- 3 事業者等は、計画書に変更（実施要綱7(4)に定められた場合に限る。）があった場合は、実施要綱7(4)の規定に基づき、速やかに変更に係る届出書（様式4）を用いて、計画書の変更を知事に届け出なければならない。

（申請手続）

第7条 事業者等が交付金の交付を受けようとするときは、前条に規定する計画書を提出したうえで、知事に申請しなければならない。

- 2 前項の申請については、事業者等が計画書に記載した交付対象期間において提供した障害福祉サービスに係る障害福祉サービス等報酬の請求を佐賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）又は知事等を行うことにより、提出に代えることができる。

（交付金の交付条件）

第8条 規則第5条の規定により交付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則、実施要綱及び本要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付決定の通知）

- 第9条 知事は、第7条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。
- 2 知事又は国保連が交付金の支払額通知書を事業者等に送付する場合には、前項の通知は支払額通知書をもって代えるものとする。

（申請の取下げ）

- 第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

（実績報告）

- 第11条 事業者等は、事業が完了したときから1月を経過した日（補助事業の中止又

は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)をまでに、実施要綱7(2)の規定に基づき、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇実績報告書(様式3-1及び3-2)(以下「実績報告書」という。)を知事に提出するものとする。

(交付金額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(特別事情届出書)

第13条 事業者等は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、実施要綱7(5)の規定に基づき、様式5により知事に届け出なければならない。

(事業変更の承認)

第14条 事業者等は、補助事業の内容を変更(補助事業に要する費用の減額の場合を除く。)しようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請については、事業者等が計画書に記載した交付対象期間において提供した障害福祉サービス報酬の請求を知事等又は国保連に行うことにより、提出に代えることができる。

(事業の中止又は廃止)

第15条 事業者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第16条 事業者等が交付金の概算払を受けようとするときは、知事に請求しなければならない。

2 前項の請求については、事業者等が計画書に記載した交付対象期間において提供した障害福祉サービスについて、各月の障害福祉サービス報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった障害福祉サービス報酬の額に基づき、第5条に規定する

方法により算定された交付金額（当該請求以前に請求した障害福祉サービス報酬に係る未交付の交付金がある場合は、その額を含む。）について、概算払の請求がなされたものとみなす。

- 3 知事は、第1項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは交付金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（是正のための措置）

第17条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、規則第16条の規定に基づき、補助事業者が、補助金のほかの用途への使用をし、その他の補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者が第6条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定は、規則第13条に規定する交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（交付金の返還）

第19条 知事は、交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された交付金の一部または全部を返還させることができる。

- 1 実施要綱に定める交付要件を満たさない場合
- 2 この交付金の額の確定後、過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、交付金の額が確定時を下回った場合
- 3 前条の規定により、交付金の交付決定を取り消した場合
- 4 虚偽または不正の手段により交付金を受けた場合

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。ただし、令和6年2月29日から適用する。